

工業用水道事業の現状

1. 工業用水道事業の概要
2. 工業用水道事業費補助金の執行状況

(参考資料)

1. 工業用水道事業の概要

1-1. 工業用水道事業の概要

○工業用水道事業は、工業団地等で自治体等が企業に工業用水を供給する公営事業（独立採算制）。

工業用水道は、地域の産業振興に必要な産業インフラ。

自治体等を事業者として、全国で154の事業者が244の事業を運営。

※自治体以外の事業者は、埼玉県の株式会社である久喜菖蒲工業団地管理センターのみ。

工業用水道事業法に基づき事業を管理。地方公共団体は届出制、民間事業者は許可制。

○経産省は、昭和31年度以降、

①地下水取水による地盤沈下対策のための代替水源として

②工業団地等整備に伴う産業インフラとして

工業用水道の整備(浄水場・管路等の新築・改築等)を補助金で支援(補助率は現在、主に22.5%)。

工業用水の豊富・低廉な供給により、工業の健全な発達を図るもの。

事業者の内訳

| | |
|---------------|------------|
| 地方公共団体 | 153 |
| 都道府県 | 40 |
| 市町村 | 104 |
| 企業団 | 9 |
| 株式会社 | 1 |
| 計 | 154 |

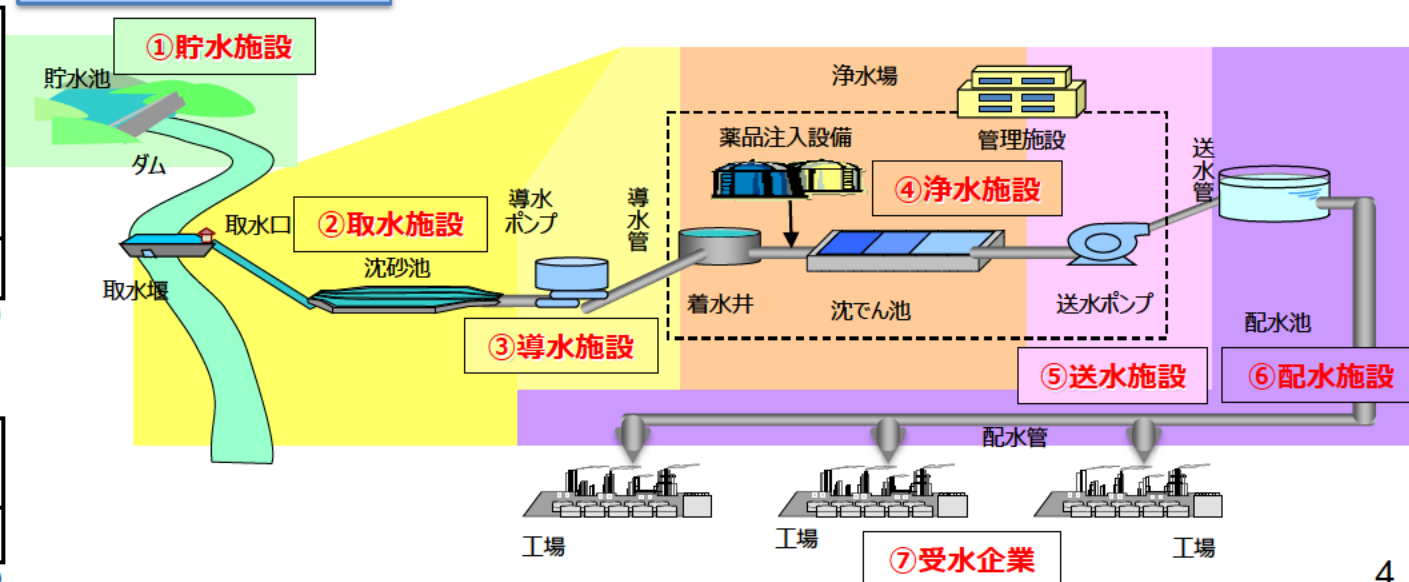
(経済産業省調べ(平成30年3月))

給水能力・給水先数

| | |
|------------------------------|--------|
| 給水能力 (千m ³ /日) | 21,509 |
| 給水先数 | 6,105 |

(経済産業省調べ(平成30年3月末))

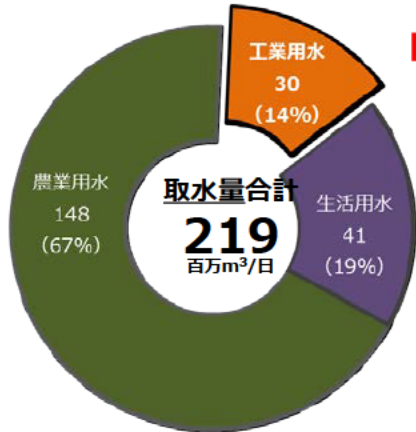
主な工業用水道施設



1 - 2. 工業用水道の利用状況

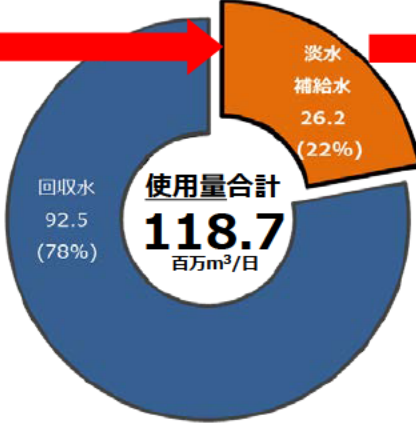
用水別取水状況

(単位: 百万m³/日)

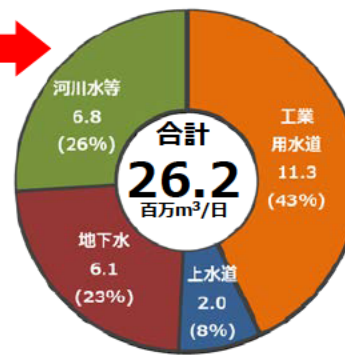


工業用水使用量の構成

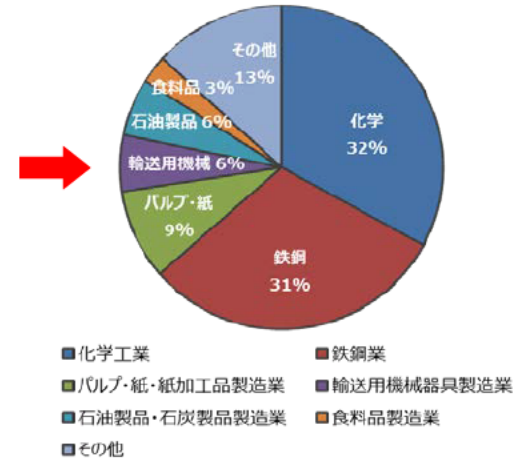
(単位: 百万m³/日)



淡水補給水の 水源別構成



工業用水の業種別使用割合

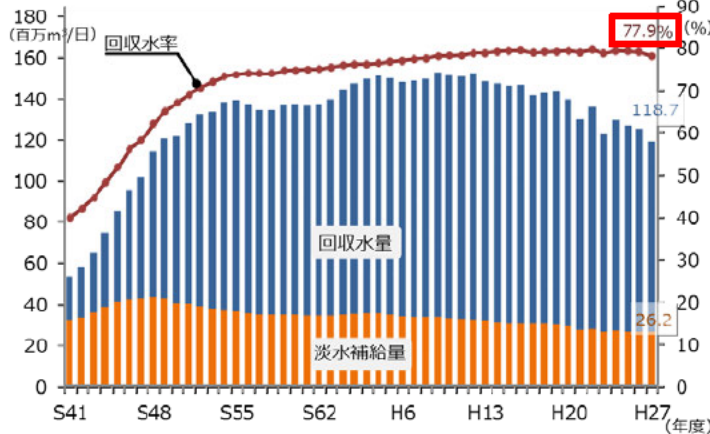


(出典) 平成29年版日本の水資源の現況 (国土交通省)
 ※工業用水は従業員4人以上の事業所を対象 (推計値)
 ※その他用水 (発電用水、雑用水 (養魚、消流雪等)) は含まない

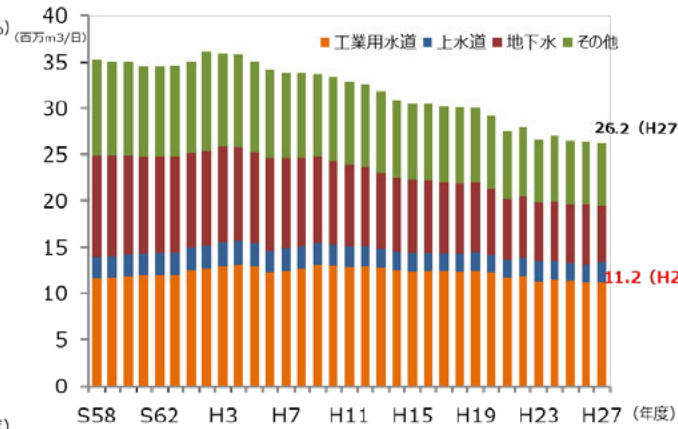
(出典) 平成28年経済センサス-活動調査 (用地 用水編)
 ※工業用水は従業員30人以上の事業所を対象

工業用水使用量の推移

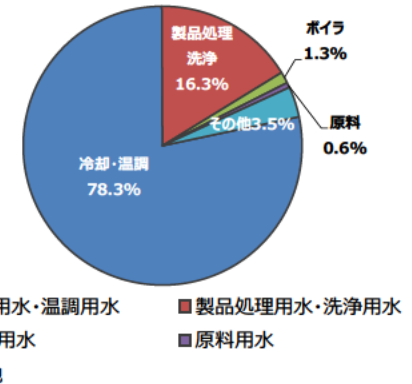
回収率は約8割に



淡水補給水量の推移



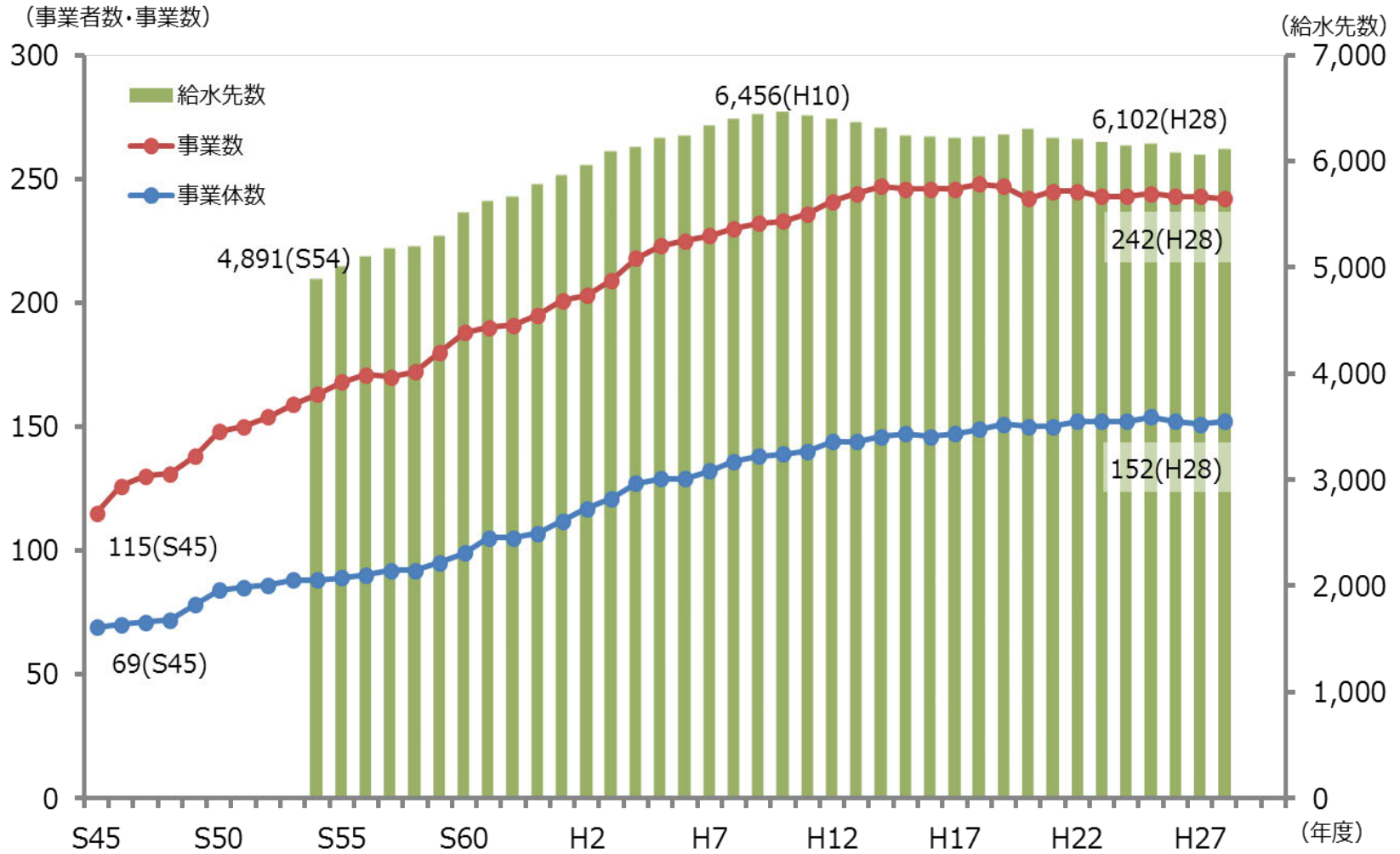
工業用水の用途別使用割合



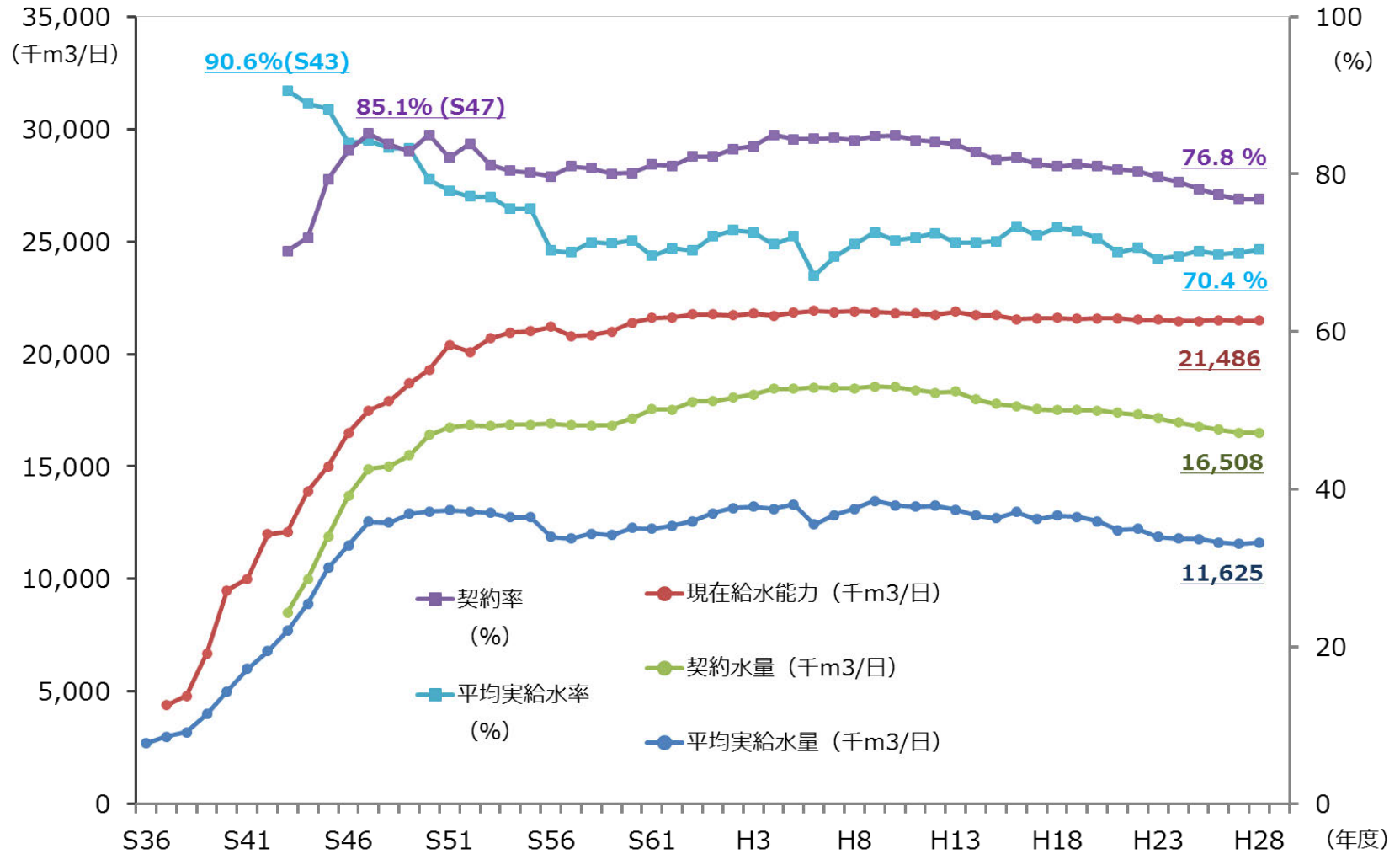
(出典) 平成26年工業統計表 (用地 用水編)
 ※平成27年工業統計は平成28年経済センサスの実施に伴い中止

(出典) 平成28年経済センサス-活動調査 (用地 用水編)

1-3. 工業用水道の事業体数、事業数、給水先数の推移

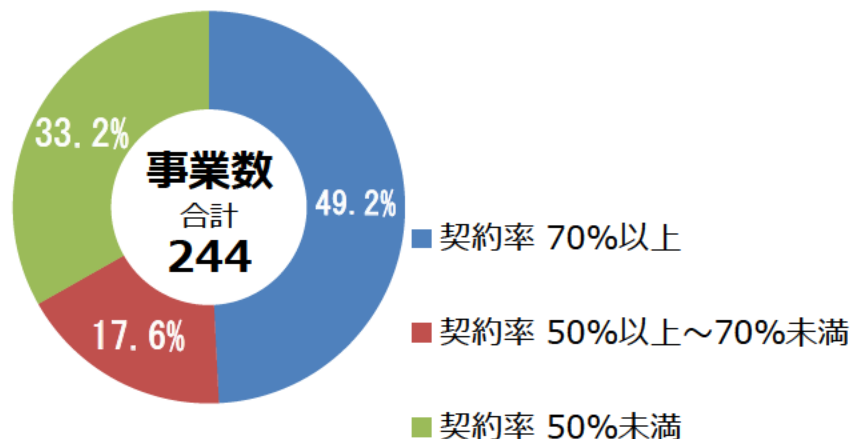


1-4. 工業用水道施設の給水能力、契約水量等の推移



1 - 5. 工業用水道事業の経営状況

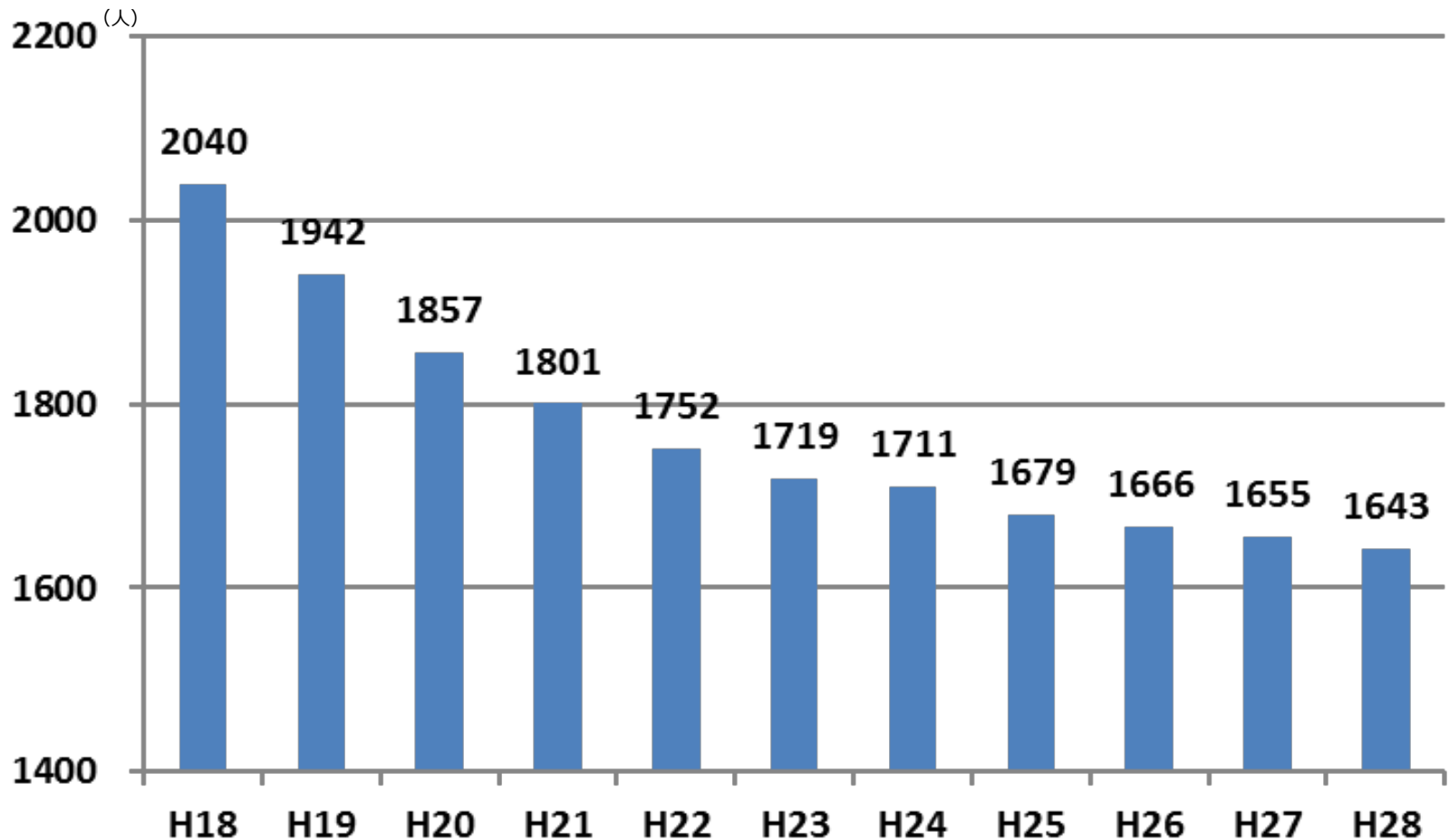
平成29年度契約率別事業数



収支の状況

| 項目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増減 (28年度→29年度) |
|----------------|------------|------------|-------------------|
| 経常収益 (億円) | 1,485 | 1,482 | △3 |
| 経常費用 (億円) | 1,237 | 1,238 | 1 |
| 経常収支 (億円) | 248 | 245 | △3 |
| 黒字事業数(合計額(億円)) | 202事業(265) | 197事業(263) | △5事業(△2) |
| 赤字事業数(合計額(億円)) | 40事業(16) | 47事業(19) | 7事業(3) |

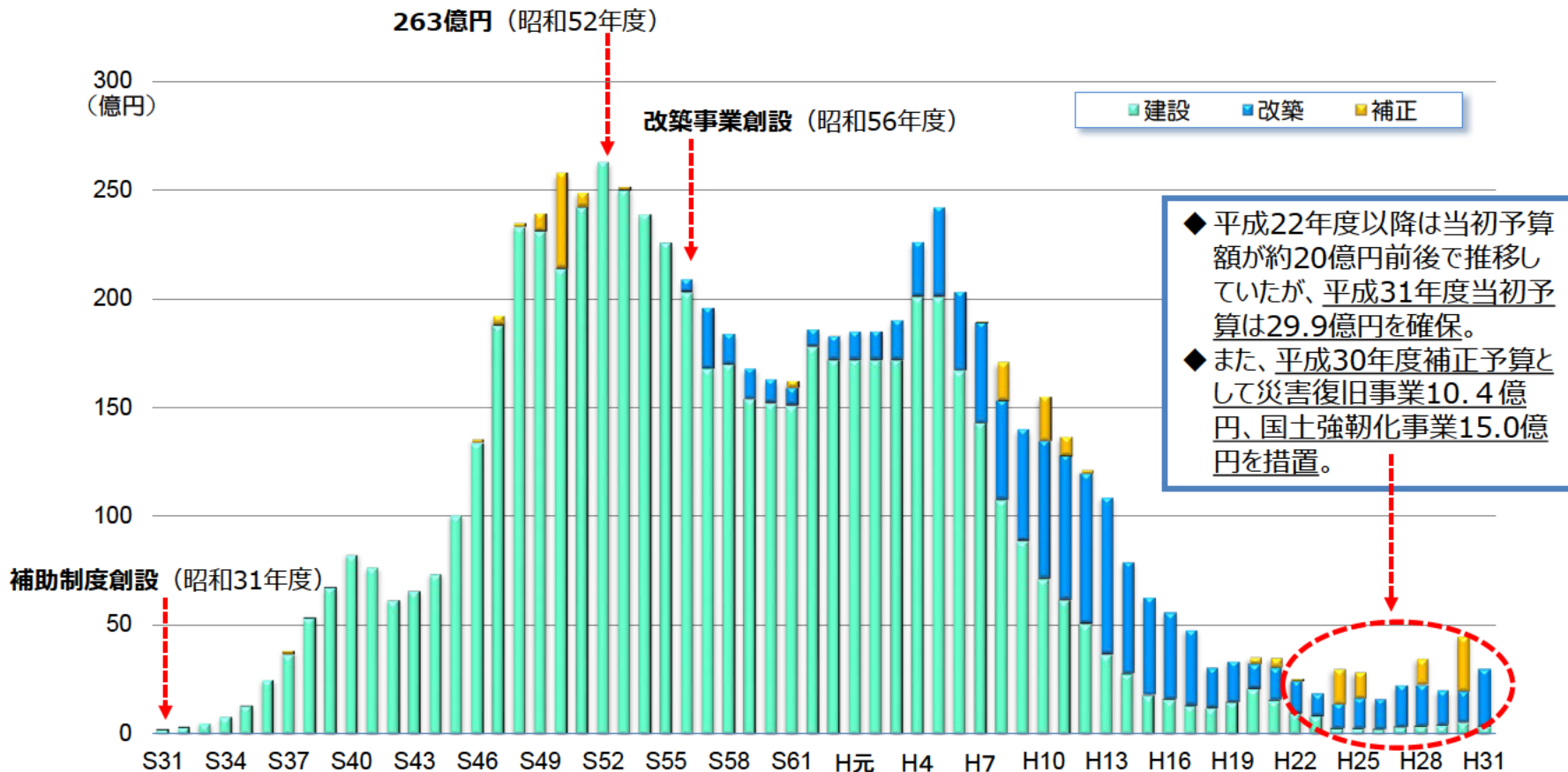
1-6. 工業用水道事業における職員数の推移



2. 工業用水道事業費補助金の執行状況

2-1. 工業用水道事業費補助金の推移（創設時から）

- 昭和31年度に補助制度を創設した以来、地盤沈下の対策、産業の適正配置等に貢献。
- 近年、地盤沈下の状況も沈静化し、また、工業用水道施設の整備への要望は、大規模な建設事業から改築事業にシフト。
- 予算額は昭和52年度をピークに、建設事業の要望の減少と併せて減額。

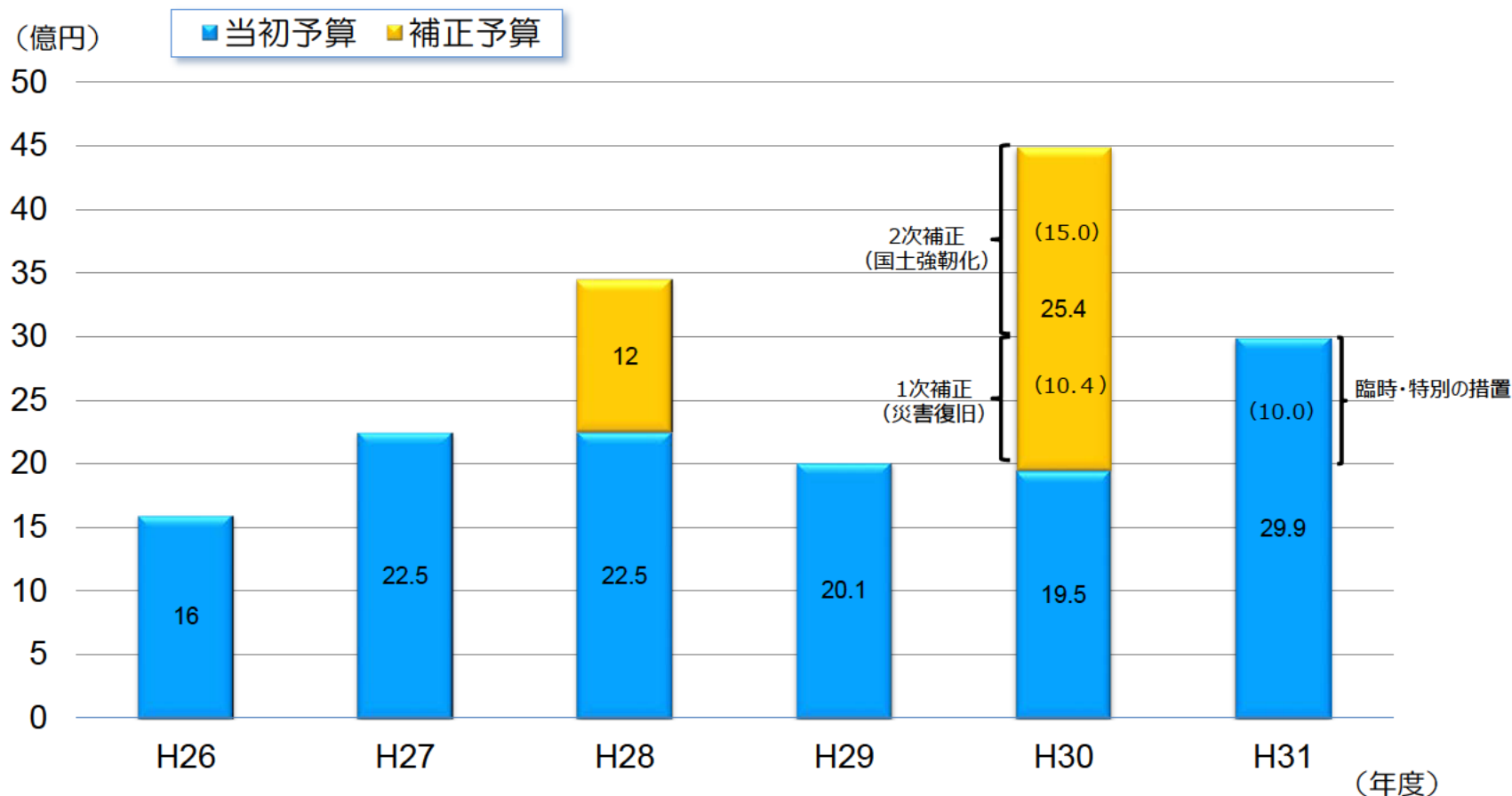


※ 国土交通省（水資源機構分）・内閣府（沖縄交付金）計上分を除く

（年度）

2-2. 工業用水道事業費補助金の推移（最近の動向）

- 平成31年度は臨時・特別の措置（10.0億円）を含め、当初予算は29.9億円。
- 平成30年度については、1次補正予算（災害復旧事業）10.4億円、2次補正予算（国土強靱化事業）15億円を確保。
- 平成31年度の予算執行額としては、計55.2億円。



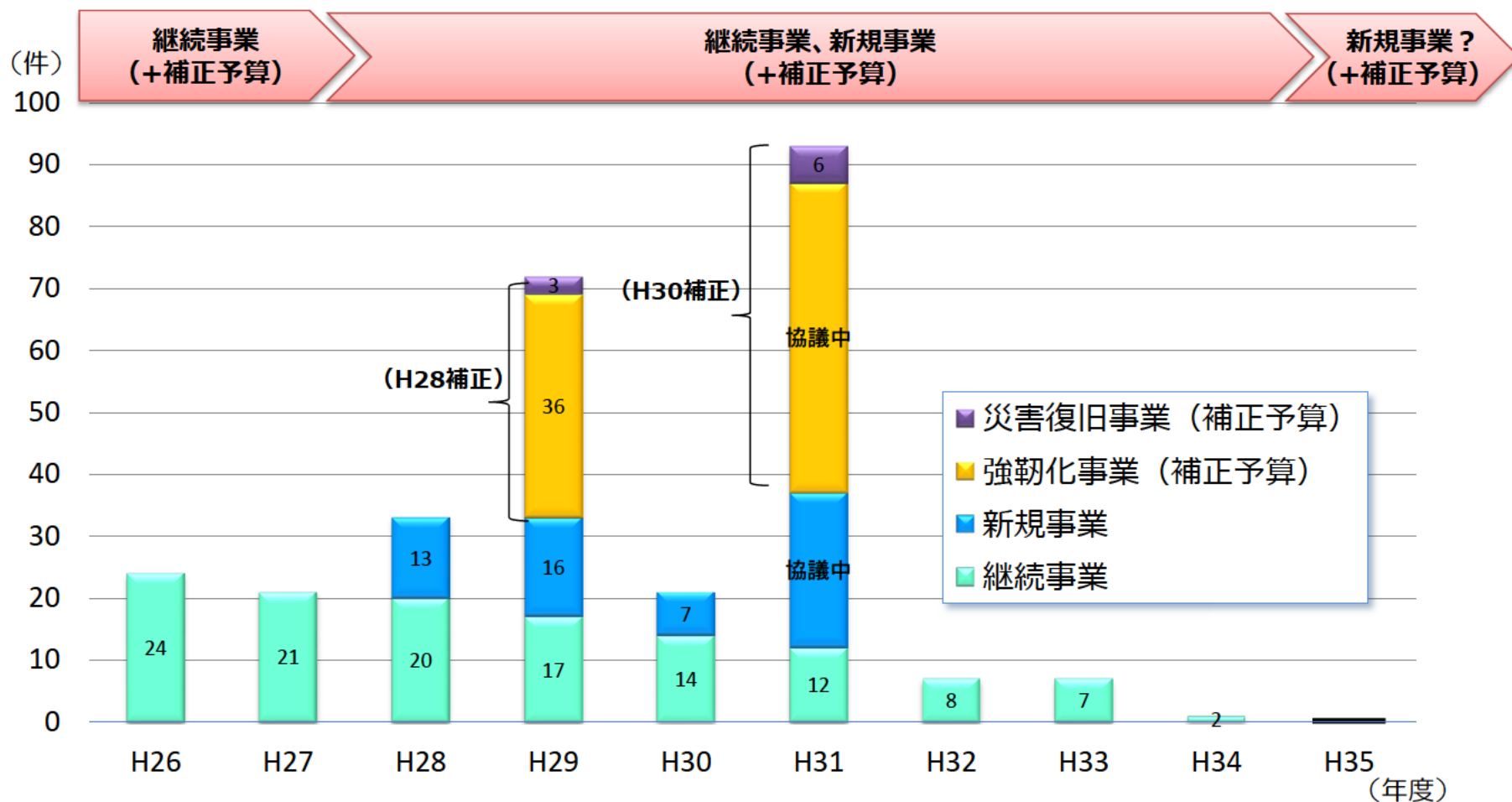
2-3. 工業用水道事業費補助金の事業別予算推移と補助件数

(単位:億円、括弧内は件数)

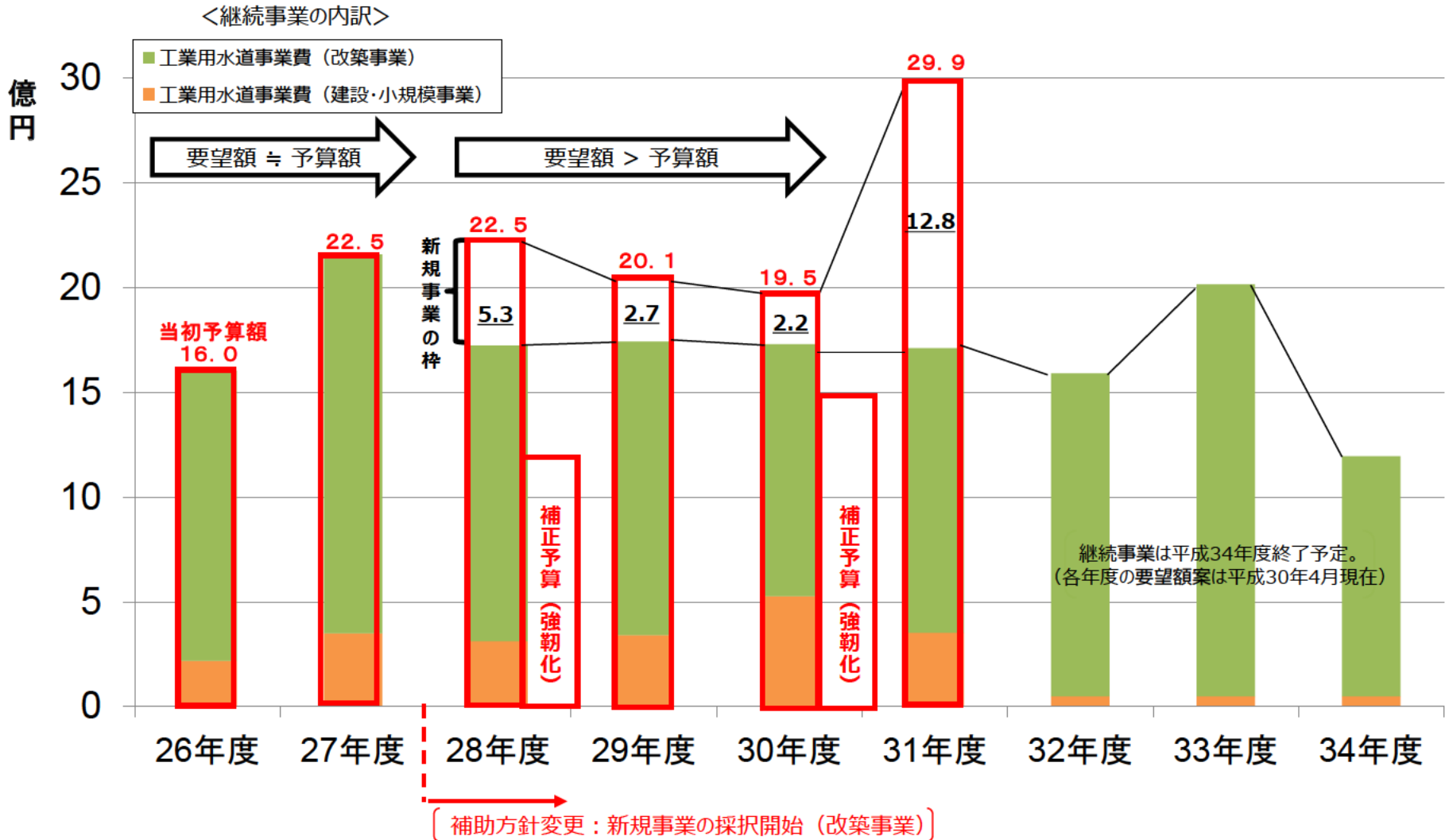
| | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 継続事業 | 建設 | 1.3 (8) | 3.2 (6) | 3.6 (6) | 4.1 (5) | 5.3 (5) |
| | 改築 | 13.8 (16) | 19.3 (15) | 13.9 (14) | 9.8 (12) | 12.0 (9) |
| | 計 ① | 15.1 (24) | 22.5 (21) | 17.5 (20) | 13.9 (17) | 17.3 (14) |
| 新規事業 | 建設 | — | — | 0 | 0 | 0 |
| | 改築 | — | — | 5.1 (13) | 6.2 (16) | 2.2 (7) |
| | 計 ② | — | — | 5.1 (13) | 6.2 (16) | 2.2 (7) |
| 小計 (1)=①+② | | 15.1 (24) | 22.5 (21) | 22.5 (33) | 20.1 (33) | 19.5 (21) |
| 災害復旧事業 (2) | | — | — | 0.2 (3) | — | 10.4 (6) |
| 強靱化事業 (3) | | — | — | 11.8 (36) | — | 15.0 (協議中) |
| 合計 (1)+(2)+(3) | | 15.1 (24) | 22.5 (21) | 34.5 (69) | 20.1 (33) | 44.9 (77) |

2-4. 工業用水道事業費補助金による補助件数

- 平成31年度は平成30年度補正予算と合わせて約90件の事業の補助を予定（協議中）。
- 特に、新規事業については、平成31年度当初予算が増額となったことから、平成30年度の3倍以上の件数に補助となる見込み。
- 継続事業の平成32年度以降の補助件数は予定（休止中の事業を除く）。



2-5. 当初予算額と継続事業費の推移



2-6. 平成28年度以降の補助方針

(平成26年5月の産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会で決定)

- 産業構造変化、水使用の合理化で、**工業用水需要が減少**。工業用水道の**新規建設も大幅に減少**。需要減で経営が悪化する**事業経営改善のため、料金値上げが必要に**。
- 一方、高度経済成長の時期に整備された**施設の更新(改築等)の必要性が年々増大**。**施設の計画的な整備を行うことが必要に**。

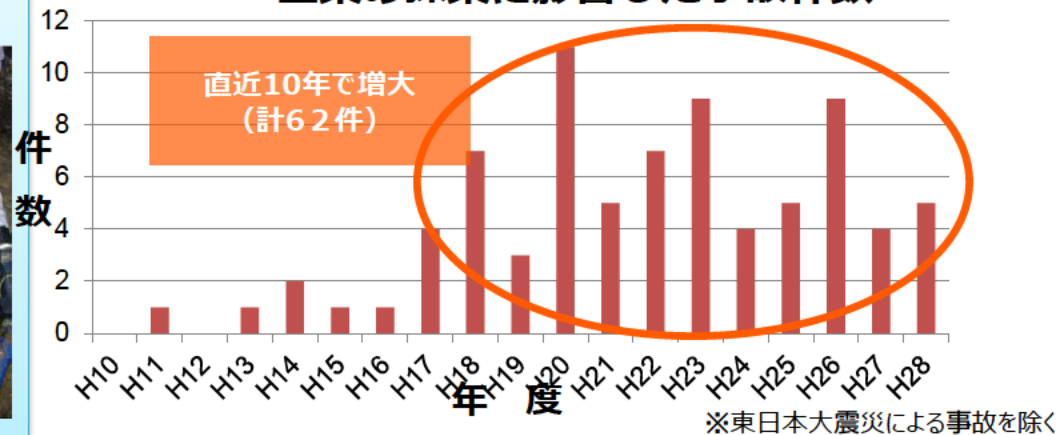
- ①**建設事業を原則対象とせず、改築事業のみに(補助対象総事業費20億円以上に限定をやめ中小規模も対象)**
- ②**施設の更新・耐震化計画の内容等の審査による単年度の支援に**

とし、一定規模・価格制限を条件に原則全ての案件に補助金を交付する制度から、**老朽化施設の計画的更新を後押しするため、予算の範囲内で評価の高い事業に交付する競争的資金型に制度を改正**。

老朽化による事故の例



企業の操業に影響した事故件数



(参 考)

(参考) 工業用水道事業費補助金が対象とする事業

| 対象事業区分 | 補助採択基準 |
|--------|--|
| 建設事業 | 1. 工業用水道を布設する事業であって、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 市町村事業にあつては、計画給水量が一日につき、4,000立方メートルを超えるもの。 (2) 都道府県事業にあつては、計画給水量が一日につき、8,000立方メートルを超えるもの。 |
| 改築事業 | 2. 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。 (1) 工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化計画を策定し、それを実施するものであること。 (2) 前項の工業用水道を改築する事業であつては、工期が10年以下であり、かつ、補助対象総事業費が20億円以上のものであること。ただし、平成27年度に交付された改築事業であつて、補助対象総事業費に含まれた事業に限る。 |
| 強靱化事業 | 3. 以下の(1)①から③までのいずれかに該当する工業用水道事業を営む事業者が、(2)①及び②の要件に該当する施設の更新・耐震対策を行う事業を対象とする。 (1) ①給水開始年度が古く、施設の老朽化が進んでいる事業 ②施設更新・耐震化対策による費用対効果が高い事業 ③耐震化率が低く、早急に耐震化対策を進める必要がある事業 (2) 経済産業省で策定した施設更新・耐震対策指針等に基づき、 ①更新・耐震化対策の必要性が高いと判断される施設であること。 ②経営効率化策を含んだ更新・耐震化対策実施の裏付けとなる経営計画を策定していること。 |
| 災害復旧事業 | 4. 災害により滅失又は損傷した工業用水道を再建又は補修する事業で次のいずれかに該当すること。 (1) 工期が1年未満の緊急事業であり、かつ、補助対象事業費が2億円以上のものであるもの。 (2) 災害により滅失又は損傷したダム等水源施設を再建又は補修する事業で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法又は独立行政法人水資源機構法に基づき事業費の一部を国が負担する事業であつて、補助対象総事業費が1,000万円以上のもの。 5. 災害が激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律第2条第1項に基づき激甚災害として政令で指定され、かつ、当該政令において指定された適用すべき措置に激甚法第3条第1項第1号に掲げるものが含まれる場合における災害復旧事業であつて、次のいずれかに該当すること。 ①補助対象総事業費が500万円以上であること。 ②工業用水道施設の設置箇所において、当該激甚災害に係る地震の震度が6以上であり、かつ補助対象総事業費が500万円以上であること。 |

(参考) 工業用水道事業費補助金の制度

第5回工業用水道政策小委員会(平成26年5月開催)資料<抜粋>

【問題点】

- 補助金は、耐用年数を迎え、設備の老朽化更新、東日本大震災などを契機とした耐震化、強靱化からの改築事業が主となっている。
- 建設補助金は、「計画給水量が、都道府県事業で8,000m³/日超、市町村事業で4,000m³/日超」、また、改築補助金は、「工期10年以下、補助対象総事業費20億円以上」の規模制約により、中小規模事業の定常的な補助がない。
- 他方で、近年、大規模建設事業のニーズはなく、制度の現状とニーズが合っていない。



【見直しの方向性】

- ① 建設に係る長期継続補助事業の見直し(事業期間の延長は原則として行わない)。
- ② 採択に際し規模要件のない「施設の更新・耐震化」に係る予算の当初予算化。
- ③ 新規の採択に際しては、事業性や経営健全化への努力に加え、国土強靱化の視点(地震対策地域内か、災害時の貢献への準備を考えているか等)など、複数の視点で評価を行い優先順位を決める等メリハリの付いた予算配分とする。

現行の補助金制度のポイント(平成30年度現在)

【平成27年度：運用の変更】

- ◆ 継続事業は実施期間の延長は原則として行わない。<途中で計画変更し実施期間が長くなるケースがあるため>

【平成28年度：補助金交付要綱の改定】

- ◆ 新規事業(改築)は工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化計画を策定し実施するもの。<事業体における工業用水道施設の更新・耐震計画の策定を推進するため>
- ◆ 新規事業(改築)には規模要件を設定しない。<中小規模の事業体にも補助を可能とするため>

【平成28年度：運用の変更】

- ◆ 新規事業(改築)の採択期間は1年とする。<新たな継続事業を起こさないため>
- ◆ 新規事業(改築)の採択は審査委員会で行う。<外部有識者により更新・耐震化計画の内容や経営改善の取組状況を評価するため>

※評価項目：①緊急時の準備、②更新・耐震化計画、③更新・耐震化事業の緊急性、④経営改善の取組

<参考>平成27年度以前の評価内容(政策評価の中で実施)

- (1) 前提指標：①費用便益比(1.5以上)、②給水量(都道府県8,000m³超/日、市町村4,000m³超/日)、③事業規模(改築事業：事業費20億円以上、工期10年以下)
- (2) 優先採択指標：①地下水保全(地下水転換を含む)の必要性、②事業着手の緊急性、③費用便益比の算定に含まれていないその他特別な事情

(参考) 工業用水道事業費補助金

平成30年度補正及び平成31年度当初予算案額 **55.2億円 (19.5億円)**

(内訳) 平成31年度当初予算案：19.9億円、臨時・特別の国土強靱化対策10.0億円、第1次補正予算10.4億円、第2次補正予算案：15.0億円

事業の内容

概要

- 地方公共団体等が行う工業用水道の整備を支援することにより、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって地盤沈下を防止するとともに産業基盤整備を促進し、その地域における工業の健全な発達に寄与することを目的に、工業用水道の整備費（建設、改築等の費用）の一部を補助します。
- 健全な経営を維持しつつ、今後更に進む施設の老朽化や緊急を要する耐震化への適切な対応を促すため、更新・耐震化の必要性や経営合理化に向けた取組状況等を踏まえた上で、優れた取組を行う事業に対し一部を補助します。加えて、被災した工業用水道事業施設における災害復旧を補助します。

目的、予算額、補助率、対象施設

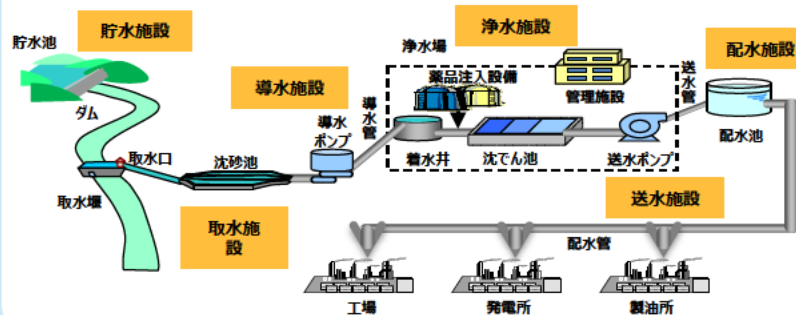
1. 災害復旧（平成30年度第1次補正）
 - ・目的：被災した工業用水道施設の早期復旧を支援。
 - ・予算案額等：10.4億円、補助率2/3
 - ・対象：工業用水道施設
2. 国土強靱化等（平成31年度当初、平成30年度第2次補正）
 - ・目的：国土強靱化等を進める工業用水道事業者の取組を支援。
 - ・予算案額等：44.8億円、補助率22.5%等
 - ・対象：工業用水道施設

スキーム



事業イメージ

工業用水道の概要



工業用水道施設における漏水事故、被災状況



(出典) (一社) 日本工業用水協会、広島県、呉市